

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 45年 4月 1日	創 業
	昭和 47年 4月 1日	(株) 甲斐建設サービス設立 (資本金500万円)
	平成 5年 3月 1日	資本金の増資 2,000万円
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和 49年 11月 1日	山梨県知事許可（般-49）第19786号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

行政処分等、賞罰がない場合には「なし」と記載する。

賞罰	年 月 日	なし ←
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

営業の沿革

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄には、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「創業以後の沿革」の欄の最初の行には、事業(建設業以外の業を含む。)を開始した日を記載すること。
- 3 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業に基づく最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。なお、最初の登録及び許可については、その番号を付して必ず記載すること。
- 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載することとし、該当がない場合には「なし」と記載すること。
※賞罰には、建設業者が行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合を含む。

◎誤記入及び不備な例

- ① 創業の年月日が記載されていない。
- ② 既に許可を受けているにもかかわらず、最初の許可年月日、許可番号等が記載されていない。
- ③ 資本金の増資が記載されていない。
- ④ 過去に許可を失効した経歴があるにもかかわらず記載されていない。
- ⑤ 事業承継をしたにもかかわらず、その事実が記載されていない。

所 属 建 設 業 者 団 体

(用紙A4)

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>(一社) 山梨県建設業協会</p>	<p>昭和49年9月1日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

所属建設業者団体

記載要領

- 1 「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいう。

- 2 「建設業者団体」として山梨県に届けられている団体は次のとおりです。
 - (一社)山梨県建設業協会
 - (一社)山梨県管工事協会
 - (一社)山梨県電設協会
 - (一社)山梨県消防設備協会
 - (一社)山梨県鉄構溶接協会
 - (一社)山梨県造園建設業協会

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

山梨県甲府市丸の内1-6-1
申請者 (株) 甲斐建設サービス
届出者 代表取締役 山梨 二郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可（般特） 3）第019876号 令和 3年11月01日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	18人 (3人)	1	1	1	健康保険 □□□□□□□□	厚生年金保険 □□□□□□□□
峽東営業所	7人 (0人)	3	3	3	健康保険 本店（峽東支店等）一括	厚生年金保険 本店（峽東支店等）一括
	人 (人)				雇用保険 本店（峽東支店等）一括	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
合計	25人 (3人)					

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載
（ ）内には、役員（非常勤含む）又は個人事業主
（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数
として記載

健康保険等の加入状況

記載要領

- 1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
この場合「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 3 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む)の人数を内数として記載すること。
- 4 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 5 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 6 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 8 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 9 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 10 健康保険等の加入状況に変更があった場合は、決算終了後の変更届に添付すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	〇〇銀行甲府支店	〇〇信用金庫甲府駅前支店	〇〇農業協同組合甲府支所

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 〇〇銀行〇〇支店）

主要取引金融機関名

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例:〇〇銀行〇〇支店)

◎誤記入及び不備な例

- ① 様式が添付されていない。
- ② 金融機関の区分に誤りがある。

定款、商業登記簿謄本及び納税証明書に関する取り扱い

1 定款

(1) 会社保有の現行定款と同一内容のもの。(変更がある場合には、株主総会の議事録の写しを添付する。なお、協同組合等は、さらに構成員名簿も必要。)

(2) 法人の営業目的については、許可申請する業種に関し、「〇〇工事の請負」、「〇〇施工」又は「〇〇工事業」など、建設工事の請負を営業目的とすることがうたわれていることが必要。うたわれていない場合は、目的変更後に申請することを原則とする。

原則として、許可申請する業種が記載されていることとするが、下記に含まれる工事については以下の記載でも良いものとする。

記 載	含まれる工事
「土木一式工事」若しくは「土木工事」	「土」、「と」、「石」、「鋼」、「舗」、「し」、「塗」、「水」、「解」
「建築一式工事」若しくは「建築工事」	「建」、「大」、「左」、「と」、「石」、「屋」、「夕」、「鋼」、「筋」、「板」、「ガ」、「塗」、「防」、「内」、「絶」、「具」

他の専門工事については、該当する工事業名を記載すること。

◎不備な例

- ① 変更前の定款であるにもかかわらず、変更に係る株主総会の議事録の写しが添付されていない。
- ② 法人の目的に許可を受けようとする建設業が含まれていない。
- ③ 住所、役員数、株式発行数、資本金の額等が商業登記簿謄本と一致しない。
(例:定款上は役員を3名以上置くこととなっているが、実際は2人しかいない。)

2 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)

・目的については、定款と同等の取扱いとする。

◎不備な例

- ① 許可申請書正本に法務局で証明されたもののコピーが添付されている。許可申請書正本には謄本の原本を添付すること。
- ② 許可を受けようとする建設業が、目的欄に記載されていない。

3 納税証明書

◎不備な例

- ① 許可申請書正本に証明書のコピーが添付されている。正本には証明書の原本を添付すること。
- ② 申請書記載の申請者と表示が異なっているものが添付されている。
- ③ 古い年度のものが添付されている。

融 資 証 明 願 い (例)

○年○月○日

○○銀行××支店
支店長 ■△ ○▲ 殿

住所 甲府市丸の内1-6-1
商号 株式会社甲斐建設サービス
氏名 代表取締役 山梨二郎 印

今般、私が山梨県知事に対し建設業法に基づく許可を申請するにあたり、同法第7条第4号に規定する「財産的基礎要件」に関する裏付資料として、私が貴行から500万円以上の資金について融資を受けられる能力を有することを証明していただきたくお願い申し上げます。

なお、本証明書は建設業法に基づく許可申請のほかには使用しないことを確約します。

以上

証

上記の件に関し、500万円を限度に融資することが可能であることを証明します。

○年○月○日

証明者○○銀行××支店
支店長 ■△ ○▲ 印

融資可能証明に関する取り扱い

取扱要領

- 1 この証明は、**個人事業主が一般建設業の許可を受けようとする場合、又は自己資本の額が500万円未満である法人が一般建設業の許可を受けようとする場合に必要となる。**
- 2 証明書の有効期間は作成日から**3ヶ月以内**のものであること。
- 3 許可を受けてから継続して5年以上営業している場合は不要とする。

◎不備な例

- ① 自己資本の額が500万円未満である法人なのに融資可能証明が提出されていない。
- ② 証明書の有効期間を過ぎている。
- ③ 融資可能証明の内容について、融資申込に際して新たな融資審査や条件付与をうたっているとみなされるもの。

営業所写真台紙

営業所の名称：

所有区分の別： 自己所有 ・ 賃貸借

【建物全体】

ビルなど大きな建物の場合には、なるべく遠くから
撮影し、全体の規模がわかる写真を貼付してください。

【事務所入口付近】

商号が確認できる写真を貼付してください。

営業所写真台紙

【事務所内部】

事務所内部の概要がつかめる写真を貼付してください。

【建設業者標識等の部分】

建設業の許可標識の掲示してある壁全体の写真を貼付してください。

※新規、営業所の新設の場合は不要

項番37～44に掲げる事項に変更が生じた場合

(用紙A4) 00006

該当する項目に○を付ける

変更届出書 (第一面)

※この場合(第二面)の提出は不要

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者 建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

〇年〇月〇日

地方整備局長 北海道開発局長 山梨県知事 殿

法人番号を記載 ※個人事業主の場合は記載不要

届出者 甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

許可番号 3519 大臣コード 30 第019786号 許可(一般) 平成30年11月01日 法人番号 360123456789012

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include: 商号の変更, 代表者の変更, 役員等の変更, 電話番号の変更, 資本金の変更.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for registration details including: 商号又は名称のフリガナ (カイケンセツサービス), 代表者の氏名 (ヤマナシジロウ), 山梨二郎, 郵便番号 (400-0031), 電話番号 (055-223-1843), 資本金額 (30000千円).

連絡先 所属等 総務部 氏名 建設一郎 電話番号 (055)223-1843 ファックス番号 (055)223-1844

変更届出書

記載要領

- 1 「(1)商号又は名称・・・(8) 建設業法第7条第2号(建設業法第15条第2号)に規定する営業所に置かれる営業所技術者等」までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長 及び「般
山梨県知事」 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 **項番35**「許可番号」の欄は、現在受けている許可番号等について、正確に記入すること。なお、2以上の業種の許可がある場合で、許可年月日が複数ある場合にはもっとも古い許可年月日を記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、届出者が法人である場合は、登記上の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載し、届出者が個人である場合は、所在地、商号又は名称、個人の氏名を記載すること。
- 5 **項番36**「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 6 **項番37**「商号又は名称のフリガナ」の欄から**項番44**「資本金額又は出資総額」までの欄は、変更を生じた場合に変更事項(変更後)についてのみ記入すること。
ただし、**項番43**「郵便番号」と「電話番号」は、どちらか一方の変更の場合でも、必ず両方を記入すること。
記入にあたっては、「建設業許可申請書」の記載要領(70頁)を参照。
- 7 「変更届出書」に添付する書類及び確認書類は、55頁以下を参照。
- 8 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 9 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 10 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 11 **項番81**「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

区 分	場 合
2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更	既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
3. 従たる営業所の新設	新たに従たる営業所を追加する場合
4. 従たる営業所の廃止	従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

12 **項番83** 及び **項番88** 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入する。

13 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、**項番84** 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

(1) 営業所の所在地の変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地変更				
本社	甲府市丸の内 1-6-1	甲府市城東 2-3-4	R5. 4. 1	

(2) 営業所の新設・廃止

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設		横浜営業所	R5. 4. 1	
営業所技術者		甲斐 一郎	R5. 4. 1	横浜営業所
営業所の廃止	長野営業所		R5. 3. 31	
営業所技術者	甲斐 一郎			長野営業所
令第3条の使用人				
横浜営業所長		甲斐 一郎	R5. 4. 1	
長野営業所長	甲斐 一郎		R5. 3. 31	
東京営業所長	山梨 一郎	建設 一郎	R5. 4. 1	

※「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第十一号)に変更後の一覧表を記載し添付すること。

※営業所の新設、廃止には必ず営業所技術者等の異動が伴うので、「営業所技術者等証明書(新規・変更)」(様式第八号)を作成し、届出を行うこと。

※「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十三号)を添付すること。

(3) 営業所(主たる営業所は除く。)における業種追加・廃業

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
業種の追加				
東京営業所	土木工事業	土木工事業		
	建築工事業	建築工事業		
		電気工事業	R5. 4. 1	
営業所技術者	建設 一郎	建設 一郎	R5. 4. 1	東京営業所
業種の廃止				
横浜営業所	建築工事業	建築工事業		

営業所技術者	大工工事業		R5. 3. 31	
営業所技術者	甲斐 一郎	甲斐 一郎	R5. 3. 31	横浜営業所

※ 業種は、追加あるいは廃止するものだけでなく、その営業所で行う建設業として届出されているすべての業種を記載すること。

※ 業種の追加、廃止に伴い営業所技術者等の変動がある場合には、「営業所技術者等証明書(新規・変更)」(様式第八号)を作成し届出を行うこと。

(4) 役員等、建設業法施行令第3条の使用人の変更

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
代表取締役の変更	甲斐 一郎	山梨 二郎	R5. 4. 1	代表取締役 常勤役員等
役員等の変更	甲斐 一郎		R5. 4. 1	退任
	建設 太郎		R5. 4. 1	退任
		山梨 二郎	R5. 4. 1	就任
令第3条の使用人の変更				
東京営業所	建設 太郎	甲斐 二郎	R5. 4. 1	
長野営業所	建設 一郎	建設 二郎	R5. 4. 1	
静岡営業所	山梨 二郎	山梨 三郎	R5. 4. 1	

※ 役員等の変更の場合は、「役員等の一覧表」(様式第一号別紙一)、「誓約書」(様式第六号)、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十二号)等を添付する必要がある(55頁以降参照)。

※ 建設業法施行令第3条の使用人の変更の場合は、「誓約書」(様式第六号)、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第十一号)、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十三号)等を添付する必要がある(55頁以降参照)。

◎誤記入及び不備な例

- ① 変更のない事項まで記入されている。
- ② (1)から(8)の該当項目に○印が付いていない。
- ③ 変更年月日が、登記簿等の記載と異なっている。
- ④ 役員の就任・退任、資本金の増資等について登記日が記載されている。就任年月日等を記載すること。
- ⑤ 変更内容が「◎【入力事項】」に該当するにもかかわらず記載されていない。
- ⑥ 商号、氏名の変更の場合に、フリガナが記入されていない。
- ⑦ **項番43** について、郵便番号の変更があった場合に、電話番号が記入されていない。また、電話番号の変更があった場合に、郵便番号が記入されていない。
- ⑧ 役員に変更があった場合に、新たに役員となった者の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十二号)が添付されていない。
- ⑨ 代表取締役の変更があった場合で、前代表取締役が役員として残る場合に、前代表取締役の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十二号)が添付されていない。前代表取締役が役員として残る場合には、新代表取締役及び旧代表取締役両方の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十二号)を添付すること。

届出書

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に作成すること。
 - (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**項番52**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 建設業法第7条第2号又は建設業法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合（営業所技術者等適格者を欠いた場合）
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**項番53**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」、並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。なお、営業所技術者等の交替に伴い、従前の営業所技術者等を削除する場合は、この様式ではなく「営業所技術者等証明書(新規・変更)」により届け出ること。
 - (3) 建設業法第8条第1号及び7号から第11号までに規定する欠格要件に該当する場合。
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄にその理由を記載すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長 及び 「般
山梨県知事」 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 **項番51**「許可番号」の欄は、現在受けている許可番号等について正確に記入すること。
なお、現在2種類以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 4 **項番52及び53**「氏名」の欄は、姓と名の間を1カラム空けること。
- 5 「建設工事の種類」の欄は、届け出た営業所技術者等が担当していた建設工事の種類を略号(49頁参照)で記載すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① (1)から(4)のいずれにも○印がついていない。
- ② 営業所技術者等の交替に伴い、従前の営業所技術者等を削除する場合にもかかわらずにかかわらず、届出書を提出した。この場合は、「営業所技術者等証明書(新規・変更)」(様式第8号(1))の区分「3」(追加)及び区分「4」(削除)等により届け出ること。

廃業届

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長 及び「**般**
山梨県知事」**特**」については、不要のものを消すこと。
- 2 「2. 一部の業種の廃業」を行った場合には、営業所技術者等の交替に伴い従前の営業所技術者等を削除もしくは担当業種を変更する場合は「**営業所技術者等証明書(新規・変更)**」により、営業所技術者等の交替を伴わずに従前の営業所技術者等を削除する場合は「**届出書**」によりそれぞれ併せて届けること。
- 3 **項番54** 「**届出の区分**」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合には「**1**」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「**2**」を記入すること。
- 4 **項番55** 「**許可番号**」の欄は、現在受けている許可番号等について、正確に記入すること。
なお、現在2種類以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 **項番56** 「**廃止した建設業**」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が、一般建設業の場合には「**1**」を、特定建設業の場合には「**2**」を建設業の種類の下のカラムに記入すること。
- 6 **項番57** 「**届出時に許可を受けている建設業**」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め許可を受けているすべての建設業について、5と同じ要領で記入すること。
- 7 行政庁側記入欄には記入しないこと。
- 8 この届出により一部廃業を行うことで、従たる営業所に係る届出事項に変更が生じる場合には、「**変更届出書**」(様式第二十二号の二)による変更の届出(**項番81**の**区分4**)も行うこと。

◎誤記入及び不備な例

- ① **項番57** 「**届出時に許可を受けている建設業**」の欄に、許可を受けている建設業がすべて記載されていない。一部廃業の場合も、**項番57**には許可を受けている建設業をすべて記入すること。

建設業許可証明（確認）原頁

○年○月○日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

営業所所在地 甲府市丸の内1-6-1
 商号又は名称 (株) 甲斐建設サービス
 代表者氏名 代表取締役 山梨 二郎 ⑩

上記の者は、建設業法第3条に基づき、下記のとおり建設業の許可を受けていることを証明（確認）願います。

記

建設業の種類		許 可 番 号	許 可 年 月 日
一般	土木工事業	山梨県知事許可（般-30）第19786号	平成30年10月31日
特定	建築工事業	山梨県知事許可（特-1）第19786号	令和元年5月13日
特定	造園工事業	山梨県知事許可（特-1）第19786号	令和元年5月13日
	以下余白	山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日
		山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日
		山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日
		山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日
		山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日
		山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日
		山梨県知事許可（-）第 号	年 月 日

建設業許可証明(確認)願

記載要領

- 1 「建設業の種類」の欄の左側のマスには、一般建設業又は特定建設業の別を「一般」又は「特定」と記載すること。
- 2 「建設業の種類」の欄の右側のマスには、許可を受けている建設業の種類(49頁参照)を「土木工事業」、「水道施設工事業」等と記載すること。
なお、現在許可を受けている業種をすべて記載すること。
- 3 「許可番号」欄は、許可を受けている建設業の許可番号について、「例:(般(特)ー30)第12345号」等と記載すること。
- 4 「許可年月日」の欄は、許可を受けている建設業の許可年月日を記載すること。なお、現在2種類以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数ある場合には、それぞれの業種に対応する許可年月日を記載すること。

※ なお、大臣許可業者の場合、山梨県知事が許可権者でないため、許可確認となります。

建設業許可証明(確認)願の申請方法等

項目	摘要	例
1 提出部数	1部(県保管用)	_____
2 手数料	許可証明(確認)には手数料が必要となります。 1部 400円(山梨県収入証紙で納入) 必要部数×400円分の山梨県収入証紙を許可証明(確認)願に貼付してください。	3部必要な場合には、手数料分の収入証紙(3部×400円=1,200円)を許可証明(確認)願に貼付して提出してください。
3 提出先	山梨県 県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室 住所:甲府市丸の内1-6-1 北別館3階 電話番号:055-223-1843	_____
4 受付日	県庁の開庁日 (午前8時30分~12時、午後1時~5時15分)	_____
5 交付	許可証明(確認)書は、その場で交付します。	_____

◎誤記載及び不備な例

- ① 収入証紙が貼付されていない。
- ② 大臣許可業者であるにもかかわらず、「許可番号」欄が「山梨県知事許可」となっている。
- ③ 許可を受けている業種がすべて記載されていない。
- ④ 許可を受けていない業種が記載されている。一部廃業を行った場合は注意すること。
- ⑤ 許可番号、許可年月日が間違っている。

※ 記載内容に誤り等がある場合には証明(確認)できませんので、記載にあたっては十分に注意してください。

変 更 届 出 書

○年 ○月 ○日

法人番号(13ケタ)を記入。※個人事業主の場合は記入不要。

許可番号 山梨県知事許可(般・特-30)第19786号

法人番号 1090001009999

主たる営業所の所在地	甲府市丸の内1-6-1
商号又は名称	(株)甲斐建設サービス
代 表 者	代表取締役 山梨 二郎
電 話 番 号	055-223-1843

山梨県知事 殿

事業年度(第15期 令和 ○年 ○月 ○日から令和 ○年 ○月 ○日まで)が終了したので、別添のとおり、次の書類を提出します。

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 使用人数表
(7) 事業税納付済額証明書 (8) 健康保険等の加入状況

記載要領

- (1) から (8) までの事項について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 資本金の額が一億円以上の株式会社にあつては、「附属明細表」を添付すること。
なお、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しをもって附属明細表の提出に代えることができる。
- (5) の「事業報告書」は、株式会社の場合に添付すること。
- 令第3条に規定する使用人に変更があつた場合は、「令第3条に規定する使用人の一覧表」を添付すること。
- 定款に変更があつた場合は、「定款の写し」を添付すること。
- 健康保険等の加入状況に変更があつた場合は、「健康保険等の加入状況」を添付すること。

勘定科目分類表

○貸借対照表

科 目	摘 要
〔資産の部〕 I 流 動 資 産	
現 金 預 金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後一年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が一年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受 取 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債券(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完 成 工 事 未 収 入 金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金(税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有 価 証 券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後一年以内に満期の到来する有価証券。
未 成 工 事 支 出 金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等。
材 料 貯 蔵 品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの。
短 期 貸 付 金	決算期後一年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が一年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる。

科 目	摘 要
前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後一年以内に費用となるもの。ただし、当初一年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載することができる。
そ の 他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後一年以内に現金できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が一年を超え、または超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸 倒 引 当 金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ 固定資産	
(1)有形固定資産	
建 物 ・ 構 築 物	次の建物及び構築物をいう。
<ul style="list-style-type: none"> 〔 建 物 〔 構 築 物 	<ul style="list-style-type: none"> 社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備。 土地に定着する土木設備又は工作物
機 械 ・ 運 搬 具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
<ul style="list-style-type: none"> 〔 機 械 装 置 〔 船 舶 〔 航 空 機 〔 車 両 運 搬 具 	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工 具 器 具 ・ 備 品	次の工具器具及び備品をいう。
<ul style="list-style-type: none"> 〔 工 具 器 具 〔 備 品 	<ul style="list-style-type: none"> 各種の工具又は器具で耐用年数が一年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの(移動性仮設建築物を含む。) 各種の備品で耐用年数が一年以上かつ取得額が相当額以上であるもの。

科 目	摘 要
土 地	自家用の土地。
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建 設 仮 勘 定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出。
そ の 他	他の有形固定資産科目に属さないもの。
(2)無形固定資産	
特 許 権	有償取得又は有償創設したもの。
借 地 権	有償取得したもの(地上権含む)。
の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額。
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
そ の 他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの。
(3)投資その他の資産	
投 資 有 価 証 券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関 係 会 社 株 式 ・ 関 係 会 社 出 資 金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
関 係 会 社 株 式	会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第23号に定める関係会社の株式。
関 係 会 社 出 資 金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金。

科 目	摘 要
長 期 貸 付 金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金。
破 産 更 生 債 権 等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの。
長 期 前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの。
繰 延 税 金 資 産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの。
そ の 他	長期保証金等一年を超える債権、出資金(関係会社に対するものを除く。)等他の投資その他の資産科目に属さないもの。
貸 倒 引 当 金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰 延 資 産	
創 立 費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用。
開 業 費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用。
株 式 交 付 費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用。
社 債 発 行 費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約券の発行等にかかる費用を含む。)
開 発 費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用(ただし、経常経費の性格を持つものは含まれない。)
【負債の部】	
I 流 動 負 債	
支 払 手 形	営業取引の基ついで発生した手形債務。
工 事 未 払 金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

科 目	摘 要
短 期 借 入 金	決算期後一年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む。)
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの。
未 払 金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後一年以内に支払われると認められるもの。
未 払 費 用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額。
未 払 法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税の未払額。
未 成 工 事 受 入 金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの。
預 り 金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後一年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの。
前 受 収 益	前受利息、前受賃貸料等。
・ ・ ・ 引 当 金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること)。
修 繕 引 当 金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金。
完 成 工 事 補 償 引 当 金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除に対する引当金。
工 事 損 失 引 当 金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金。
役 員 賞 与 引 当 金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。)
そ の 他	営業外支払手形等決算期後一年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの。

科 目	摘 要
Ⅱ 固定負債	
社 債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が一年以内に到来するものは流動負債に記載すること。)
長 期 借 入 金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金。
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの。
繰 延 税 金 負 債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの。
・ ・ ・ 引 当 金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目を持って記載すること。)
〔退職金給付金〕	役員及び従業員の退職給付に対する引当金。
負 の の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額。
そ の 他	長期末払金等一年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの。
【純資産の部】	
Ⅰ 株 主 資 本	
資 本 金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの。
新 株 式 申 込 証 拠 金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの。
そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの。
利 益 剰 余 金	

科 目	摘 要
利 益 準 備 金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの。
そ の 他 利 益 剰 余 金	
・・・積立金(準備金)	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの。
繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの。
自 己 株 式	会社が所有する自社の発行済株式。
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金。
II 評価・換算差額	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	時価のあるその他有価証券を期日末時価により評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額。
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額。
土 地 再 評 価 差 額 金	土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額。
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額。

○損益計算書

科 目	摘 要
I 売上高	
完成工事高	<p>工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高)。</p> <p>ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税 額及び地方消費税額を除く。</p> <p>なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。</p>
兼業事業売上高	<p>建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高。</p>
II 売上原価	
完成工事原価	<p>完成工事高として計上したものに対応する工事原価。</p>
兼業事業売上原価	<p>兼業事業売上高として計上したものに対する兼業事業の売上原価。</p>
売上総利益(売上総損失)	<p>売上高から売上原価を控除した額。</p>
完成工事総利益 (完成工事総損失)	<p>完成工事高から完成工事原価を控除した額。</p>
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	<p>兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額。</p>
III 販売費及び一般管理費	
役員報酬	<p>取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)</p>
従業員給料手当	<p>本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)</p>
退職金	<p>役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。</p>

科 目	摘 要
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金。
福 利 厚 生 費	慰安娯楽、被服貸与、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用。
修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等。
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費。
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費。
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用。
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用。
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用。
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生し受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等。
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付。
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料。
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額。
開 発 費 償 却	繰延資産に計上した開発費の償却額。
租 税 公 課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課。
保 險 料	火災保険その他の損害保険料。

科 目	摘 要
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用。
営業利益（営業損失）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額。
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受 取 利 息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有 価 証 券 利 息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの。
受 取 配 当 金	株式利息配当金（投資信託収益配分金、みなし配当を含む）。
そ の 他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有 価 証 券 売 却 益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益。
雑 収 入	他の営業外収益科目に属さないもの。
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支 払 利 息 割 引	借入金利息等。
社 債 利 息	社債及び新株予約権付社債の支払利息。
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。

科 目	摘 要
貸 倒 損 失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
そ の 他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創 立 費 償 却	繰延資産に計上した創立費の償却額。
開 業 費 償 却	繰延資産に計上した開業費の償却額。
株 式 交 付 費 償 却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額。
社 債 発 行 費 償 却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額。
有 価 証 券 売 却 損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失。
有 価 証 券 評 価 損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損。
雑 支 出	他の営業外費用科目に属さないもの。
経常利益（経常損失）	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額。
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
そ の 他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。

科 目	摘 要
Ⅶ 特別損失	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額。
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額。
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額。
当期純利益(当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

○完成工事原価報告書

科 目	摘 要
材 料 費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む)
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額。
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等。
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費。

- 「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件(昭和57年10月12日建設省告示第 1660 号)」(最終改正令和4年4月11日国土交通省告示第473号) による。